

# 審 査 基 準

平成29年3月12日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第63条第7項
処 分 の 概 要：故障車両の整備確認
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務 を処理する警視以上の警察官を含む。）、車両の整備に係る事 項について権限を有する行政庁
法 令 の 定 め：道路運送車両の保安基準
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：即日
申 請 先：警察署の交通担当課・警部交番・交番（駐在所） 交通機動隊 高速道路交通警察隊 北九州市警察部交通課 車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁
問 い 合 わ せ 先：警察署の交通担当課 交通機動隊 高速道路交通警察隊 北九州市警察部交通課 警察本部交通指導課取締指導第一係（092-641-4141 内5133） 車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁
備 考：